

令和6年 11 月 1 日

会員各位

(一社)香川県薬剤師会

マイナンバーカードの健康保険証利用の促進に向けた
デジタル推進委員の任命について(追加申請の受付)

日本薬剤師会では、薬局におけるマイナ保険証の利用促進を図るため、デジタル推進委員の任命については、としては、来局者が安心してマイナ保険証の利用を相談できる体制を整え、薬局におけるマイナ保険証の利用促進の相乗効果を図るべく、引き続きデジタル推進委員を活用した取り組みを推進していきたいとの考えです。

今後、薬局からデジタル推進委員の追加申請の希望があった場合は、別添の「デジタル推進委員に任命を希望する場合の流れ(薬局)」に従い、引き続き随時受け付けることとなりました。

デジタル推進委員(薬剤師以外の従事者も可能です。)の任命を希望する薬局(または人)は、別紙1をご確認の上、デジタル庁が指定する動画を視聴後、任命希望者の氏名や従事する薬局の情報をデジタル推進委員応募フォームからご申請ください。(随時受付)

任命に際しては、以下URL より動画を視聴ののちご登録いただくことで、追ってデジタル庁よりデジタル推進委員認定ステッカー別紙2が薬局に送付されます。

○デジタル庁が指定する動画等(※応募時に視聴が必要な動画)

https://www.digital.go.jp/policies/digital_promotion_staff_movie

↓ 動画を視聴後、登録

デジタル推進委員応募フォーム: <https://forms.gle/wWXCKfwTyLuCa98A9>

(URL あるいは
QR コードから)

(随時受付)



別紙1

■デジタル推進委員に任命を希望する場合の流れ（薬局）

薬局従事者 …デジタル庁の動画視聴後、任命希望者の氏名や従事する薬局の情報を提出
(香川県薬剤師会 [グーグルフォーム](#))



都道府県薬剤師会 …情報を取りまとめ、デジタル庁に申請（1ヶ月に1回程度）



デジタル庁 …薬局にステッカー及び「薬局におけるマイナ保険証対応にあたっての参考資料」を送付。希望者のみデジタル庁 HP にリンクを掲載

※後日、デジタル庁から薬局にステッカーが送付されます。

■視聴いただく動画

https://www.digital.go.jp/policies/digital_promotion_staff_movie

上記ページの「1. マイナンバーカード・マイナポータルの利用方法」のうち、以下①、②の視聴をお願いいたします。

① [デジタル活用支援推進事業【標準教材・動画】](#)（総務省）

※上記リンク先の「応用 14 講座」のうち、「マイナポータルを活用しよう」、「スマートフォンでマイナンバーカードを申請しよう」、「スマートフォン用電子証明書をスマートフォンに搭載しよう」、「マイナンバーカードを健康保険証として利用しよう・公金受取口座の登録をしよう」、「スマートフォンで確定申告（e-Tax）をしよう」をご視聴ください。

② [マイナンバーカードを健康保険証として利用する方法](#)

■任命対象者

・ 薬局従事者が対象とされ、薬剤師以外の方でも申請が可能です。 また、雇用形態は問いません。

・ 一薬局につき何名でも申請が可能ですが、個人宛任命状を送付することから、メールアドレスは一人につきひとつ入力してください。 また、郵便番号・住所・電話番号は薬局のものをご入力ください。

・ 異動等により従事する薬局の情報が変わった場合、デジタル推進員ポータル（デジタル庁）での所属情報の変更をお願いします。

なお、当該薬局にデジタル推進委員が在籍しない場合にはステッカーの掲示は認められません。

デジタル推進委員在籍店舗ステッカー

